

写

福生市告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十年第五回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

昭和五十年十月十六日

福生市長 石川 常太郎 印

一 期 日 昭和五十年十月二十三日

二 場 所 福生市議会議場

三 付議事件

- (1) 福生市特別会計条例の一部を改正する条例
- (2) 福生市公益質屋基金条例の一部を改正する条例
- (3) 負担付き寄付の受納について
- (4) 昭和五十年福生市一般会計補正予算（第三号）
- (5) 昭和五十年福生市公益質屋会計補正予算（第一号）
- (6) 昭和五十年福生市下水道事業会計補正予算（第一号）

(7) 農地の宅地並み課税に関する請願書

写

福庶発第二千三百二号

昭和五十年十月十六日

福生市長 石川 常太郎 印

福生市議会議長

貫 井 喜 代 次 殿

議案の送付について

昭和五十年第五回福生市議会臨時会に提案するため、次の議案を送付します。

- 一 議案第百十八号 福生市特別会計条例の一部を改正する条例
- 二 議案第百十九号 福生市公益質屋基金条例を廃止する条例
- 三 議案第百二十号 負担付き寄付の受納について
- 四 議案第百二十一号 昭和五十年年度福生市一般会計補正予算（第三号）
- 五 議案第百二十二号 昭和五十年年度福生市公益質屋会計補正予算（第一号）
- 六 議案第百二十三号 昭和五十年年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）



請願第五号

農地の宅地並み課税に関する請願書

紹介議員	紹介議員
竹田	岩田
政勝	博
印	印

健康のかつ近代的な都市建設と市民生活の向上を目的として日夜ご努力くださる市議会議員先生方に対し、心から感謝申し上げます。

すでにご承知のとおり、市街化区域内のA・B農地の宅地並み課税は、昭和四十八年度から三大都市圏にあたる一八二都市について強行実施されました。

二年を経過した今日、社会情勢は大きな変化をみせております。ご承知のごとく、世界的な食糧不足の傾向の中での国内自給度の向上の必要性が強調され、また、都市農業のもつ環境保全機能が高く評価されるという今日の情勢であります。

こうした中において、福生市の農業は他市と異つた農業事情の一面を持っております。すなわち、集团的農地はなく市内に農地が点在していること、小規模な農業経営であること、農業従事者が高齢化していること、農業後継者がいない事等悪条件が重なっておりますが、我々農業者は都市農業の確立をめざし、残された農耕地の経営に努力してまいる所存でございます。

しかしながら、昭和四十八年度の税法改正によつて宅地並み課税から除かれておりましたC農地の扱いについて、政府並びに国会においては、五十年末までに検討を加え、五十一年度より実施する意向のようですが、これが実施されますと、市内全体の農地が宅地並み課税の適用を受けることになり、都市農業の確立が一層困難になります。

我々農業者は、この制度を排除し、今後も農業を継続し、積極的に努力してまいる所存でございます。

つきましては、市議会議員先生方におかれましては、このような事情をご賢察願ひ左記事項をご検討いただき、都市農業の確立が図られますよう関係機関に対し意見書等の提出についてご配慮くだされますよう農業者一同連署をもつてお願い申し上げます。

一 いわゆるC農地に対する宅地並み課税は行わない。

二すでに実施されている三大都市圏のA・B農地に対する宅地並み課税についても、これを根本的に再検討し、現に農業の用に供する農地については、適用除外とすること

昭和五十年十月十四日

請願者代表

福生市大字福生四一九番地

村野弘印

外三四二名

福生市議会議長

貫井喜代次殿



写

福庶発第二千三百三十号

昭和五十年十月十七日

福生市長 石川 常太郎 印

福生市議会議長

賈 井 喜代次 殿

市議会議事説明員の委任について

昭和五十年五月一日付け、福庶発第四百四号で通知した市議会議事説明員のうち、会計課長 森田 武を昭和五十年十月十五日付けで、西多摩衛生組合へ派遣したことに伴い、次のとおり委任したので通知します。

職 名	氏 名
会計課長	石 川 和 夫



写

福庶発第二千三百六十七号

昭和五十年十月二十日

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

市議会議事説明員の委任について

昭和五十年五月一日付け、福庶発第四百四号で通知した市議会議事説明員のうち、建設課長 黒田 登を研修のため、昭和五十年十月六日から昭和五十年十二月二十五日までの間、自治大学へ派遣したことに伴い、用地課長 須崎 進に兼ねて建設課長を命じたので、この間、市議会議事説明員に、次のとおり委任したので通知します。

職 名 氏 名

建設課長 須崎 進



福議発第二百九号

昭和五十年十月十七日

殿

福生市議会議長 貫 井 喜代次

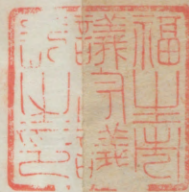
議案説明員の出席要求について

昭和五十年第五回福生市議会臨時会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一十一条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び付議議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一日時 十月二十三日(木) 午前十時

二場所 福生市議会議場



決裁 区分	甲 乙 丙	文書 分類	発送・行内・議案・令達	福議 収第 255 号
保存	1 3 5 10 15 永	廃棄	年 月	F.No. A 9 2
取扱 注意	至急 秘	添付 物		起案 50年12月17日
浄書 発 送 要 求	浄書区分	本	控	計
	☐ 原力			
	☐ 孔版			
	☐ 手書複写			
	☐ ペン書			
	用紙	紙	発	送
	☐ 更級	☐ 普通	☐ 速達	
	☐ 中質紙	☐ 書留	☐ 親展	
	☐ 上質紙	☐ 使送	☐ 携行	
	☐ タイプ紙	☐ その他		
	☐ その他			
浄書	照合	公印	施行	機・管係長
主	起案者	係員	議事係長	局長
管	氏名 尾野幸恵			
あて先 発信者	福生市長 石川常太郎	合	庶務課長	収入役
注意 事項	福生市議会議長 貫井喜代次	議	文書係長	庶務係長
件名	会議録の送付について			
上記のことについて 別紙のように 照会 回答 報告 依頼 してよろしいか伺います。				
別冊 送付 します。				

1. 昭和50年第6回福生市議会臨時会
(11月12日)



福議発第百五十五号

昭和五十年十二月十七日

福生市議会議長

貫井喜代次



福生市長

石川常太郎 殿

会議録の送付について

昭和五十年第六回福生市議会臨時会の会議録の写を別紙のとおり作製いたしましたので、地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。

5		5
10		10
15		15
20		20
25		25

5 10 15 20 25

5 10 15 20

25 × 20 = 500

シタのテ、此大自部若第一二三条第三項の賦課メ1より徴付メタします。

昭和三十五年 六 回 昭生市議会議員会 昭生市の会議員の選挙権の行使を制限のしるべき事項メタします

会議員の選挙権の行使

昭生市議員

昭生市議員

昭生市議会議員

昭生市議会議員

昭生市議会議員

昭和三十五年十二月十日

昭生市議会議員



昭和五十年

自十一月十二日

第六回臨時会

至一月一日

福生市議会会議録

第十五号

第六臨

百二十四